

2020年8月18日

宮城県知事 村井 嘉浩 様

日本労働組合総連合会  
宮城県連合会（連合宮城）  
会長 小出 裕一

## 新型コロナウイルスに関わる要請書

貴職におかれましては、日頃より連合宮城の運動推進にあたり、ご理解とご協力をいただいておりますことに対し感謝申し上げます。

新型コロナウイルスの全世界的感染拡大に伴うグローバル化した経済・社会・雇用への影響は、リーマンショック以上とも指摘されています。感染拡大の収束を第一義として対策を進めるべきではありますが、政府・自治体からの自粛要請による影響は多方面に及んでおり、生活困窮・事業継続危機への迅速かつ継続的な対応が求められます。

また、感染症対策のみならず、発災から9年が経過した東日本大震災、昨年2019年の台風被害など、近年多発する自然災害への対応についても、長期的かつきめ細やかな支援が必要とされています。

社会に蔓延する様々な不安を解消し、経済の自律的かつ持続的な成長を取り戻すためには、今まさに連合がめざす「セーフティネットが組み込まれている活力あふれる参加型社会」「誰一人取り残されることのない社会」を実現することこそが不可欠です。

連合宮城は、このような認識に立ち、このたび県内の構成組織を対象に「新型コロナウイルス」に特化した現在の課題について、調査を行いとりまとめ要請書を作成しました。

働く者の立場からの意見・提言としてお受け止めいただき、当面の県政、財政運営および2021年度予算編成において反映いただきますよう、次の通り要請いたします。

### 記

#### 1. 職場における新型コロナウイルスから労働者や家族を守る取り組みについて

- (1) 国から交付された「新型コロナ感染症緊急包括支援金」や「地域創生臨時交付金」等の交付金は各事業実施計画に基づき、適正に必要な額の配分を行うこと。
- (2) 新型インフルエンザ等対策特別措置法の特定接種の登録を活用するなど、優先順位を明確にし、PCR検査等の必要な労働者及び希望する労働者全員が検査を受けられる体制を整えること。
- (3) 小売業やサービス業等の直接消費者と接する業務を行う労働者が安心して働ける安全な環境が確保できるよう、事業主が感染対策を十分に実施するために「業種別ガイドライン」について、県内の各業種の事業主等への広報と周知徹底を図ること。

また、感染防止を目的とした事業所や店舗の改装に伴う必要な資材等への助成制度について周知を図るとともに、対象となる企業すべてに助成ができるよう予算を確保すること。

- (4) 万が一職場内に感染者が発生した場合、個人情報に留意しながら適切な対応をとること。
- (5) 新型コロナウイルス感染症が発生した職場や、その職場に勤務している職員に対し個人を攻撃するようなことのないように対策を講じること。
- (6) 新型コロナウイルスの感染防止のための商品の製造や医療に携わる職場等において過重労働が発生しないよう、事業主に対し労務管理の徹底を図るよう周知すること。
- (7) 感染防止策として推奨されている、テレワーク（在宅勤務）が中小企業でも実施できるよう、通信システム等の必要な設備を導入するための助成等の支援を行うこと。また、テレワークを実施した際、勤務時間が曖昧になり時間外勤務が発生していることから、過重労働の防止と時間外勤務手当を完全に支給するよう監督・指導を強化すること。
- (8) 新型コロナウイルス感染症への対応は長期化が予想されることから、過重労働の防止と各種施策を速やかに実施するための人員を増やすこと。

## **2. 中小企業が雇用を守るための経営支援策等の取り組みについて**

- (1) 県民の生活を支えるインフラ的産業である食品関連産業において、新型コロナウイルス感染拡大に伴う県内におけるイベント等の中止による食材の廃棄、休校等に伴う学校給食の食材の廃棄等による、損害への補償等適切な対応を検討し、速やかに対策を講じること。
- (2) 宮城県が休業要請する場合は、要請する業種について客観的な根拠に基づき決定し、当該企業に明確に示すとともに、県民にわかりやすく周知すること。また、休業を要請する企業に対しては、従業員の雇用が継続できるよう当該企業が利用できる政府、自治体の支援対策メニューの周知と申請手続きの指導や代行等、企業が支援を確実に受けられるようにすること。
- (3) 宮城県が営業時間の短縮を要請する場合は、営業時間短縮に伴い従業員の所得の著しい低下につながることを無いうよう、休業手当等の支払い、雇用調整助成金の活用等の指導を徹底すること。
- (4) 中小企業の事業継続に向けたワンストップ型相談窓口を設置し、事業継続を支援すること。併せて、社会保険労務士の派遣など、雇用調整助成金の申請手続きのサポートを行うこと。

- (5) 感染防止のための自粛に伴い、県内の様々な業種において深刻な影響を受けていることから、県内企業の活性化に向けた観光復興策をはじめとする経済対策の強化を図ること。

### **3. 地域医療体制の強化及び福祉施設等における支援等の対策について**

- (1) 「新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関」において、入院患者に対する医療を提供する中で病床及び医療資器材の不足が生じ、迅速かつ適切な医療の提供ができなくならないよう医療体制を強化すること。
- (2) 都道府県が指定の方針に基づき指定した重点医療機関に対して、新型コロナウイルス感染症患者専用の病床（稼働病床）が空床となった場合に、空床確保に要する費用を支援すること。併せて、専用病棟化のために休床とした病床（休止病床）についても、同様の支援を行うこと。
- (3) クラスターの発生源となりうる介護施設や保育職場に関して、感染予防対策を講じるための資材購入について、適切に補助すること。
- (4) 感染症の拡大に伴い、病院では一般の患者が減少し経営が悪化していることから、地域医療を守るためにも財政的支援を行うこと。
- (5) 自然災害発生時に自治体が設置する避難所の開設の際、感染上防止策を適切に実施するための技術指導や研修を実施するとともに、感染症防止の専門職員を避難所に派遣すること。また、感染症対策に係る必要な物資を確保すること。

以 上